

鹿児島県中小企業制度資金取扱要領

第1条 この要領は、鹿児島県中小企業制度資金（以下「中小企業制度資金」という。）の取扱いについて鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第3条に掲げる資金に付する保証については、別表第1のとおりとする。

第3条 中小企業制度資金の融資利率は、次のとおり区分する。

- (1) 基準金利（中小企業制度資金の基準となる資金で、中小企業振興資金及び小規模企業活力応援資金に適用する。）
- (2) 政策金利1（基準金利より優遇した金利で、創業支援資金、事業承継対策資金、事業活動継続支援資金及び新分野開拓等支援資金に適用する。）
- (3) 政策金利2（政策金利1より優遇した金利で、緊急災害対策資金、緊急経営対策資金、セーフティネット対応資金、事業再生支援資金、経営力強化資金、経営改善支援資金及び物価高騰等対策特別資金に適用する。）
- (4) 変動金利（中小企業振興資金の一部、小規模企業活力応援資金の一部、事業活動継続支援資金の一部及び事業再生支援資金の一部について適用する。中小企業振興資金及び小規模企業活力応援資金であつて融資期間が5年を超え10年以内の場合は、利用者が基準金利か変動金利を選択するものとし、融資期間が10年を超える場合は、変動金利とする。事業活動継続支援資金及び事業再生支援資金であつて融資期間が10年を超える場合は、変動金利とする。）

2 中小企業制度資金の融資利率の改定方法、時期等については、別に定める。

第4条 要綱第3条第3号の「事業を開始する」とは、特定の場所に事務所を構え、事業活動に必要な職員を有し、かつ販売や受注のための具体的な営業、事業活動を開始していることをいう。

第5条 創業支援資金に係る融資申込者が、商工団体に推薦依頼書を提出し、商工団体が受理した場合は、商工団体は、必要な調査を行い、推薦の可否について判断し、その旨を融資申込者に通知するものとする。

推薦の判断は、事業計画の適否や地域経済への寄与等について総合的に検討し、真に適当と認められるものについて推薦するものとする。

第6条 要綱別表第1新分野開拓等支援資金の項、融資対象の欄第2号の「かごしま産業支援センターが行う事業で知事が指定したもの」とは、別表第2に掲げるもので、原則として、当該事業の採択日が貸付の申込みの日以前5年以内のものとする。

2 要綱別表第1新事業チャレンジ資金の項、融資対象の欄第4号の「県が行うトライアル発注制度」については、原則として、製品等の選定を受けた日が貸付の申込みの日以前5年以内のものとする。

第7条 要綱別表1新分野開拓等支援資金の項、融資対象の欄第4号の規定により融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて新分野開拓等支援資金（DX関連）融資対象該当届出書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 要綱別表第1新分野開拓等支援資金の項、融資対象の欄第5号の規定により融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて新分野開拓等支援資金（カーボンニュートラル関連）融資対象該当届出書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

第8条 事業承継対策資金の融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて事業承継対策資金融資対象要件該当届出書（別記第3号様式）を提出しなければな

らない。

- 2 鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業承継を行う者にあつては、事業承継支援証明書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

第9条 要綱別表第1事業活動継続支援資金の項、融資対象の欄の「事業用建築物」とは、耐震改修促進法施行令第6条及び第7条に規定する用途で、中小企業者等が事業の用に供する建築物をいう。

- 2 要綱別表第1事業活動継続支援資金の項、融資対象の欄第1から第4号の規定により融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて事業活動継続支援資金（耐震改修関連）融資対象要件該当届出書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

第10条 要綱別表第1緊急災害対策資金の項、融資対象の欄第4号の「知事が特に認める災害」とは次のとおりとする。

- (1) 小災害り災者に対する援護措置要綱（昭和44年8月26日付け社第595号）第2条の規定が適用された災害及び当該災害と原因を同じくして発生した災害（本震及び余震による一連の地震から生じた被害については一つの地震による被害として認定する。以下同じ。）
- (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年9月18日法律第82号）第3条の規定により災害弔慰金の支給対象となる災害及び県災害弔慰金等支給要綱（昭和50年3月31日告示第368号の5）第3条第1項の規定による災害弔慰金の支給対象となる災害
- (3) 前各号に掲げる災害と同等の災害と認められる特別の事情がある場合

第11条 要綱別表第1経営改善支援資金の項、融資対象の欄第2号の規定により融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて経営改善支援資金（よろず支援拠点関連）融資対象該当届出書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

- 2 要綱別表第1経営改善支援資金の項、融資対象の欄第5号の規定により融資を受けようとする中小企業者等は、要綱第6条の申込書に添えて経営改善支援資金（賃上げ関連）融資対象該当届出書（別記第7号様式）を提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則
この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和2年5月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年2月25日から施行する。

附 則
この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年1月27日から施行する。

附 則
この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則
この要領は、令和7年7月24日から施行する。

附 則
この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第2条）

資 金 名	要 綱 別 表 第 1 融 資 対 象 の 欄	保 証 制 度
中小企業振興資金	第1号～第3号	一般保証
小規模企業活力応援資金	小規模企業者	小口零細企業保証
創業支援資金	第1号	創業関連保証 スタートアップ創出促進保証
	第2号	一般保証
事業承継対策資金	第1号～第4号	一般保証
事業活動継続支援資金	第1号～第4号	一般保証
	第5号	事業継続力強化関連保証 連携事業継続力強化関連保証
新分野開拓等支援資金	第1号～第4号	一般保証
緊急災害対策資金	第1号	災害関係保証
	第2号～第4号	一般保証
緊急経営対策資金	第1号～第3号	一般保証
セーフティネット対応資金	第1号～第2号	経営安定関連保証
事業再生支援資金	第1号（資材高騰、物価高及び人手不足等の影響を受けているもののうち、融資に係る保証の協議が令和9年3月31日までに行われるものを除く。）	事業再生計画実施関連保証 求償権消滅保証
	第1号（資材高騰、物価高及び人手不足等の影響を受けているもののうち、融資に係る保証の協議が令和9年3月31日までに行われるものに限る。）	事業再生計画実施関連保証 （経営改善・再生支援強化型）
	第2号	借換保証 （条件変更改善型借換保証）
経営力強化資金	第1号	経営革新関連保証
	第2号	経営力向上関連保証
	第3号	経営力強化保証
	第4号	先端設備等導入関連保証
	第5号	地域経済牽引事業関連保証
経営改善支援資金	第1号～第5号	一般保証
物価高騰等対策特別資金	第1号～第2号	一般保証

備考 小規模企業活力応援資金、創業支援資金（第1号）、セーフティネット対応資金（第2号）、事業再生支援資金及び経営力強化資金（第3号）については、それぞれ国の全国統一制度対応。

別表第2（第6条）

区 分	事 業 名	添 付 書 類
新分野開拓等支援 資金	(1) 重点業種研究開発支援事業	採択通知書（写）
	(2) 中小製造業者創業・新分野進出等支援事業	採択通知書（写）
	(3) 新産業創出ネットワーク事業	採択通知書（写）
	(4) 先端技術研究開発支援事業	採択通知書（写）
	(5) 魅力ある食品開発支援事業	採択通知書（写）
	(6) がんばる企業の新製品等販路拡大助勢事業	採択通知書（写）
	(7) 起業準備プログラム事業	採択通知書（写）
	(8) 年度の途中においてかごしま産業支援センターの事業として追加された事業で、かごしま産業支援センター長と協議の上、上記(1)から(7)に相当する事業として認めた事業	採択通知書（写）

注) 表中(7)起業準備プログラム事業のうち創業に係るものは除く。

第1号様式（第7条関係）

新分野開拓等支援資金（DX関連）融資対象該当届出書

年 月 日

申込者 住 所
氏 名

法人にあつては、主たる事務所の
所在地名称及び代表者の氏名

私は、下記のとおり、本資金の融資対象要件に該当することを届け出いたします。

記

1 申込者の概要（現況）

業 種		資本金	
従業員数			
事業概要			

2 デジタル・トランスフォーメーション（DX）に向けた取組

〔デジタル・トランスフォーメーションとは〕

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

（1）事例に該当するものがあれば、以下のいずれかに○をつけてください。（複数可。該当するものがない場合は、その他に内容を記入してください。）

① 先端技術導入（デジタル化）

- ア 先端技術を導入したロボット
- イ オンライン会議設備
- ウ テレワークなどのリモート設備の導入
- エ 社内研修のオンライン化・デジタル化
- オ 営業活動のデジタル化（オンライン商談や顧客管理・営業支援システムの導入等）
- カ 電子承認（電子印鑑）導入
- キ キャッシュレス化
- ク ペーパーレス化
- ケ アナログデータ又は物理データのデジタルデータ化（紙ベースの情報のデータベース化等）
- コ システムの効率的な一元化
- サ RPA導入
- シ IoT導入
- ス AI導入
- セ CAD 又はBIM導入
- ソ ネットショップの開設
- タ SNSを活用した情報発信

- チ インターネット広告（Web広告及びアプリ広告等）
- ツ 既存設備又は今回導入設備に係る保守・メンテナンス費用
- テ コンサル・システム設計費用

② デジタル化され蓄積されたデータ群の分析・活用

- ア データ分析による事業化の調査費用
- イ コンサル・システム設計費用

③ デジタル人材の育成，確保

- ア デジタル人材の採用及び育成費用
- イ 各種DXセミナー及び研修会受講費用
- ウ 社外からのデジタル人材派遣に伴う人件費
- エ ベンダーからの人材受入費用
- オ コンサル費用

④ デジタル技術を活用した新産業創出等に向けた研究開発費用

- ア 新規製品，新サービス及び新ビジネスの創出・研究開発
- イ コンサル・システム設計費用

⑤ その他（ ）

(2) (1) で○をつけた項目の具体的な取組

[]

(3) 取組による具体的効果

[]

3 導入計画及び資金調達計画

導入計画			資金調達計画	
設備資金	機械設備費	万円	自己資金	万円
	建物等		本資金	
	その他		その他	
運転資金				
合計額			合計額	

※ 仕様書・見積書・カタログ等を添付

第2号様式（第7条関係）

新分野開拓等支援資金（カーボンニュートラル関連）融資対象該当届出書

年 月 日

申込者 住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の
所在地名称及び代表者の氏名

私は、下記のとおり、本資金の融資対象要件に該当することを届け出いたします。

記

1 申込者の概要(現況)

業 種		資本金	千円
従業員数			
事業概要			

2 カーボンニュートラルの実現に向けた取組

(1) 事例に該当するものがあれば、以下のいずれかに○をつけてください。（複数可。該当するものがない場合は、その他に内容を記入してください。）

① 省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入

- ア ボイラー，加熱設備，熱交換器，ポンプ，コンプレッサーその他の生産設備
- イ 冷凍冷蔵設備，ショーケースその他の業務用設備
- ウ 空気調和設備，給湯設備，換気設備，照明その他の建築設備
- エ 変圧器，進相コンデンサーその他の受変電設備，エネルギー管理システム
- オ コージェネレーション設備
- カ 複層ガラス，遮光フィルムその他の空調負担低減を目的とした建築物外皮
- キ 雨水利用設備
- ク 昇降機設備
- ケ 電気自動車，燃料電池自動車，ハイブリット自動車，PHV及び水素自動車等
- コ 充電設備又は水素ステーション設備
- サ V2H
- シ 自立・分散型エネルギー設備
- ス 太陽光発電設備，風力発電設備，小水力発電設備，地熱発電設備及びバイオマス発電設備
- セ 蓄電池
- ソ 社屋等の緑地化
- タ 環境汚染防止に資する設備（大気汚染防止用装置，下水・排水処理用装置等）
- チ 廃棄物処理・資源有効利用に資する設備（生ごみ処理装置，廃プラ油化装置等）
- ツ 既存設備又は今回導入設備に係る保守・メンテナンス費用
- テ コンサル・システム設計費用

第3号様式（第8条関係）

事業承継対策資金融資対象要件該当届出書

年 月 日

申込者 住 所

氏 名

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

私は、下記のとおり、本資金の融資対象要件に該当することを届け出いたします。

記

1 申込者（後継者）の概要（承継する又は承継した事業について記入してください。）

業種		承継（予定）時期	年 月 日
事業所所在地			
承継する又は承継した事業の内容			
現経営者（事業承継後の場合は、旧経営者）との関係	該当する番号を○で囲んで、必要な事項を記入してください。 1 親族（続柄 ） 2 親族以外の役員・従業員 3 その他（ ）		
事業承継の理由			

2 現経営者の概要（事業承継後の場合は、旧経営者について記入してください。）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）			
事業所所在地			
業種		開業年月日	年 月 日

3 資金使途（該当する番号を○で囲んで、必要な事項を記入してください。）

- (1) 事業用資産の取得費用（事業に必要な土地・建物・設備等を買うための費用など）
- (2) 事業用資産に係る納税費用（事業用資産に係る相続税・贈与税の納付費用）
- (3) 運転資金（商品・原材料の仕入費用、人件費、販路開拓費など）
- (4) 設備資金（設備の更新、新たな設備の導入のための費用など）
- (5) 株式の取得費用（経営安定のために会社が他者から自社株を買うための費用など）
- (6) その他（ ）

4 事業承継の実施にあたって作成する事業承継が確認できる書類（該当する番号を○で囲んで、必要な事項を記入の上、添付書類として提出してください。）

- (1) 開業・廃業等届出書の写し（個人の場合）
- (2) 登記事項証明書の写し（法人の場合）
- (3) 事業譲渡契約書の写し
- (4) 事象承継の内容が分かる事業承継計画書の写し
- (5) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく認定書の写し
- (6) 事業承継支援証明書
- (7) その他、事業承継に着手したことが分かる書類
 - ① 不動産に係る登記事項証明書の写し、売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し（事業に必要な土地・建物を取得済み又は賃貸借契約済みの場合）
 - ② 設備等に係る売買契約書の写し、領収書の写し（事業に必要な設備・機械等を購入済みの場合）
 - ③ 商品・原材料の仕入に係る領収書の写し（商品・原材料を仕入済みの場合）
 - ④ 商品等の受注書の写し（商品等を受注済みの場合）
 - ⑤ 事業に必要な許認可証の写し（事業に必要な許認可を受けている場合）
 - ⑥ その他（書類名： ）

(注) 法人の企業内承継（経営者交代）であつて、事業承継前のものについては、事業承継が確認できる書類の添付は不要です。

事業承継支援証明書

1 事業承継対策資金の申込者

(1) 住 所

(2) 氏 名

2 被承継者又は承継者の種別

承 継 者 ・ 被 承 継 者 （どちらかに○）

上記の者は、当機関による支援を受けて事業承継計画書を策定していることを証明します。

年 月 日

住 所

支援機関名

印

第5号様式（第9条関係）

事業活動継続支援資金（耐震改修関連）融資対象該当届出書

年 月 日

申込者 住所
氏名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私は、下記のとおり、本資金の融資対象要件に該当することを届け出いたします。

記

1 対象建築物の状況

建築物の名称			
所在地			
用途		建築年月日	
階数	地上 階 地下 階	延べ床面積	m ²

2 融資対象要件（該当する番号を○で囲んで、（ ）に必要な事項を記入してください。）

- (1) 耐震診断を行う場合
- (2) 補強設計（耐震改修をするために必要な設計）を行う場合
 - ① 建築士等が実施した耐震診断について、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録されている耐震判定委員会（以下、「耐震判定委員会」という。）から、倒壊の危険性があるとの判定・評価を受けていること
（添付書類）
 - ・耐震診断結果書の写し
 - ・耐震判定委員会の耐震診断結果の判定・評価書の写し
（判定・評価機関名）
 - (3) 耐震改修を行う場合（①及び②のいずれも満たすこと）
 - ① 建築士等が実施した耐震診断について、耐震判定委員会から、倒壊の危険性があるとの判定・評価を受けていること
（添付書類）
 - ・耐震診断結果書の写し
 - ・耐震判定委員会の耐震診断結果の判定・評価書の写し
（判定・評価機関名）
 - ② 建築士等が策定した耐震改修の計画について、耐震判定委員会から、安全性が確保されているとの判定・評価を受けていること
（添付書類）
 - ・耐震診断結果書の写し
 - ・耐震判定委員会の耐震改修の計画の判定・評価書の写し
（判定・評価機関名）
 - (4) 建替えを行う場合
 - ① 建築士等が実施した耐震診断について、耐震判定委員会から、倒壊の危険性があるとの判定・評価を受けていること
（添付書類）
 - ・耐震診断結果書の写し
 - ・耐震判定委員会の耐震診断結果の判定・評価書の写し
（判定・評価機関名）

※ 建替えの場合は、耐震改修の計画に係る判定・評価を受ける必要なし。耐震構造の建築物であるかも含めて建築確認において審査するため、建築確認を受けているかを確認すれば足りる（建築確認済証は、保証決定までに提出する必要がある。）。

3 資金使途及び添付書類

2で○をした融資対象要件に係る項目について記入してください。

資金使途の番号を○で囲んで、（ ）に必要な事項を記入してください。

また、添付書類のチェック欄にはレを記入してください。（チェック欄に全てレがついていることが必要）

(1) 耐震診断を行う場合

資金使途	添付書類	添付書類の チェック欄
耐震診断に要する費用 (地盤調査や建築物に附属する擁壁を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断に要する費用がわかる書類 例：見積書、契約書等の写し など 	
① 現地調査費		
② 構造計算・構造図面復元等に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> 通常融資申込時に必要な書類 例：納税証明書 など 	
③ 耐震判定委員会の評価（耐震診断）に要する費用		
④ その他（ ）		

(2) 補強設計（耐震改修をするために必要な設計）を行う場合

資金使途	添付書類	添付書類の チェック欄
補強設計に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断結果書の写し 	
① 調査設計計画費		
② 基本設計費	<ul style="list-style-type: none"> 耐震判定委員会の耐震診断結果の判定・評価書の写し 	
③ 実施設計費		
④ 耐震判定委員会の評価（耐震改修の計画）に要する費用		
⑤ その他（ ）	<ul style="list-style-type: none"> 補強設計に要する費用がわかる書類 例：見積書、契約書等の写し など 	
	<ul style="list-style-type: none"> 通常融資申込時に必要な書類 例：納税証明書 など 	

(3) 耐震改修を行う場合

資金使途	添付書類	添付書類の チェック欄
耐震改修に要する工事費用	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断結果書の写し 	
① 建設工事費		
② 工事管理費	<ul style="list-style-type: none"> 耐震判定委員会の耐震診断結果の判定・評価書の写し 	
③ その他（ ）		
工事期間中に要する費用 〈休業又は一部休業の場合〉		
① 給与・労賃の支払費用	<ul style="list-style-type: none"> 耐震判定委員会の耐震改修計画の判定・評価書の写し 	
② 光熱水費		
③ 借地代	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修に要する費用がわかる書類 例：見積書、契約書等の写し など 	
④ 納税費用		
⑤ その他（ ）		
〈仮設店舗等で営業の場合〉	<ul style="list-style-type: none"> 通常融資申込時に必要な書類 例：納税証明書 など 	
① 借上費用		
② 移転費用		
③ その他（ ）		

(4) 建替えを行う場合

資金使途	添付書類	添付書類の チェック欄
建替えに要する工事費用	・耐震診断結果書の写し	
① 設計費	・耐震判定委員会の耐震診断 結果の判定・評価書の写し	
② 建設工事費	・建築確認済証の写し(※)	
③ 工事管理費	・建替（設計費用を含む）に 要する費用がわかる書類 例：見積書，契約書等の写 し など	
④ 除却費	・通常の融資申込時に必要な 書類 例：納税証明書 など	
⑤ 敷地整備費		
⑥ その他（		
）		
工事期間中に要する費用		
〈休業又は一部休業の場合〉		
① 給与・労賃の支払費用		
② 光熱水費		
③ 借地代		
④ 納税費用		
⑤ その他（		
）		
〈仮設店舗等で営業の場合〉		
① 借上費用		
② 移転費用		
③ その他（		
）		

※ 「建築確認済証の写し」は，申込時点では添付がなくても可。
ただし，保証決定までに提出が必要。

第6号様式（第11条関係）

経営改善支援資金（よろず支援拠点関連）融資対象該当届出書

年 月 日

申込者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私は、下記のとおり、よろず支援拠点で経営改善に関する相談を行いました。また、今後も継続的によろず支援拠点で経営支援を受けながら経営改善を行うことを届け出いたします。

記

1 相談年月

年 月

2 相談内容

〔 〕

3 相談に対する経営支援の内容

〔 〕

4 次回相談予定

年 月

よろず支援拠点確認欄

上記の経営改善に関する相談内容について、相違ないことを確認しました。また、今後も申込者に対して継続的な経営支援を実施する予定です。

職：

氏 名：

電話番号：

注1 既に借り入れている資金の借換えや新たな資金の融資が可能かどうかについては、金融機関及び保証機関の審査により決定されます。

2 当該様式は融資申込みの要件に該当する旨の届出書であり、当該様式の提出により融資の可否が決定するものではありません。また、よろず支援拠点は金融機関による融資の可否について決定する機関ではありません。

第7号様式（第11条関係）

経営改善支援資金（賃上げ関連）融資対象該当届出書

年 月 日

申込者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名〕

下記の要件に該当することを申告します。

記

1 鹿児島県の最低賃金との比較（融資申込日時点）

申込者の事業所内最低賃金 A	鹿児島県の最低賃金 B
円	円

判定 $A \geq B$

2 前年度の事業所内最低賃金と当年度の事業所内最低賃金の比較

当年度の事業所内最低賃金 C (融資申込日時点)	前年度の事業所内最低賃金×1.03 D (前年度の3月31日時点)
円	円

判定 $C \geq D$

注1 A、C及びDについて、賃金台帳又は就業規則等に記載されている金額を記入する。また、賃金台帳又は就業規則等に給与月額のみ記載されており、1時間あたりの最低賃金が記載されていない場合は、以下の計算式で値を算出する。

【給与月額から1時間あたりの最低賃金を算出する計算式】(小数点第2位以下切り捨て)
1時間あたりの最低賃金=給与月額÷月平均所定労働時間(※)
※ 月平均所定労働時間=(年間の暦日数-年間休日)×1日の所定労働時間÷12

2 Bについては、厚生労働省鹿児島労働局のホームページにおいて公表されているものを記入する。

3 C及びDについて、年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

融資申込受付機関確認欄

上記について、相違ないことを賃金台帳又は就業規則等で確認しました。

職:

氏名:

電話番号: